

福井空港 航空燃料給油事業者募集要項

1 事業概要

航空燃料給油事業者（以下「事業者」という。）は、福井空港において航空燃料施設を使用し、防災ヘリコプター（福井県防災航空隊）、警察ヘリコプター（福井県警察航空隊）、自家用小型機および事業用小型機等のため、ジェット燃料（JET A-1）および航空ガソリン（AVGAS）（以下「航空燃料」という。）の給油を行うものです。

航空燃料の給油は、レフューラー方式（航空燃料タンクを積んだ車両から航空機へ給油する方式）にて行うこととなります。

航空燃料施設の使用および航空燃料の給油（以下「航空燃料給油事業」という。）について、この募集要項で定めるほか、必要かつ詳細な事項は「福井空港 航空燃料給油事業仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるものとします。

2 福井空港の主な概要

- (1) 設置管理者 福井県
- (2) 位置 福井県坂井市春江町江留中
- (3) 空港等の種類等 陸上空港 F級（長さ1, 320メートル×幅120メートル）
- (4) 基本施設
 - 滑走路 長さ1, 200メートル×幅30メートル
 - オーバーラン 長さ60メートル×幅30メートル
 - 誘導路 長さ86メートル×幅15メートル
 - エプロン 11バース、8, 634㎡
※1バースあたり14メートル×12メートル
- (5) 運用時間 9時から17時まで（8時間、ただし日没後を除く。）
- (6) 事務所住所 福井県坂井市春江町江留中50-1-2
名称 福井県福井空港事務所
電話 0776-51-4066
FAX 0776-51-4102

3 航空燃料施設の主な概要

- (1) 位置 福井空港 福井県坂井市春江町江留中
- (2) 構造 航空燃料施設
 - ・地下タンク（30キロリットル） 1基
 - ・給油ポンプ 6台
 - ・制御盤 1面

4 福井空港における航空燃料の取扱数量実績（過去3ケ年度分）

年度	ジェット燃料 (JET A-1) (キロリットル/年)	航空ガソリン (AVGAS) (キロリットル/年)
3年度	188	13
4年度	180	15
5年度	212	18

※今後の取扱数量を保証するものではありません。

5 主な給油対象航空機

主なものとして、福井県防災航空隊および福井県警察航空隊のヘリコプター各1機のほか、自家用小型機もしくは事業用小型機があります。

6 福井空港の着陸回数（過去3ケ年度分）

年度	着陸回数				合計
	固定翼		回転翼 (ヘリコプター)	グライダー	
	大型機	小型機			
3年度	0	1,283	969	669	2,921
4年度	0	1,300	1,044	1,144	3,488
5年度	0	1,676	1,007	1,940	4,623

※大型機は最大離陸重量23.5トン以上を示します。

※グライダーにはモーターグライダーを含みます。

※離着陸する航空機がすべて給油を希望することはありません。

7 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者が応募資格を有します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に該当しない者（第2項各号のいずれかに該当した者であつて、その事実があつた後2年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 福井県防災航空隊および福井県警察航空隊のヘリコプターに航空燃料を給油するため、福井県財務規則第146条に基づき福井県知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争に入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載されたものに限る。）を有する者であること。
- (4) 県税の滞納がない者であること。
- (5) 不測等の事態には毎日（土日祝夜間を問わず）1時間以内に対処できる拠点を有している者であること。

- (6) 仕様書の「4 事業者資格」をすべて有する者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8 航空燃料施設の使用

(1) 施設使用形態

航空燃料給油事業の実施には、航空燃料施設の使用が条件となるため、事業者は航空燃料施設の利用者として、福井空港条例（昭和41年3月29日福井県条例第2号。以下「条例」という。）に基づく土地建物使用許可（以下「使用許可」という。）の取得ならびに使用料の納付が必要となります。使用期間中は添付1の使用許可条件を遵守しなければなりません。

(2) 使用期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
なお、使用期間の更新はありません。（新たに公募を行います。）

(3) 使用料

使用料は、年額1,016,020円（概算）とします。

また、使用期間が1年に満たないときは日割計算（10円未満の端数金額切捨て）とします。

(4) 必要経費

使用期間中は使用許可の条件に定める費用は、使用者の負担とします。また、光熱水費についても使用者の負担とします。

(5) 使用上の制限

使用者は、使用期間中、使用許可の条件に定める事項を遵守しなければなりません。

(6) 維持管理

使用者は、使用期間中、使用許可の条件に定める事項を遵守しなければなりません。

(7) 使用許可の取消し

許可した使用期間にかかわらず、使用許可の条件に基づき福井県が使用許可を取り消すことがあります。ただし、この場合において、使用者は、福井県の指示を受けて、その施設した物件等を自費をもって撤去し使用物件を原状に復するものとします。

(8) 原状回復

使用者は、使用期間が満了したとき、または使用許可が取り消された場合は、すみやかに原状回復してください。なお、原状回復に要する費用は使用者の負担とします。

9 航空燃料給油事業の実施

事業者は、使用許可を取得した航空燃料施設を基に、この募集要項、使用許可の条件、仕様

書および条例その他関係法令に従って航空燃料給油事業を行うこととなります。

なお、使用許可を取得した事業者は、航空燃料給油事業の実施にあたり、福井県と添付2の「航空燃料給油事業に関する協定書」（以下「協定」という。）を締結しなければなりません。

(1) 協定の有効期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

なお、有効期間の延長・更新はありません。（新たに公募を行います。）

(2) 協定の遵守

事業者は、協定の有効期間中、航空燃料給油事業の実施にあたり「航空燃料給油事業に関する協定書」に定める条項を遵守しなければなりません。

10 応募に必要な書類の配布

添付3のとおり。

11 応募申込書の受付

(1) 提出先

「2 福井空港の主な概要」（6）に示す事務所へ提出してください。

(2) 提出方法

持参してください。

(3) 受付期間

添付3のとおり。

(4) 提出書類

ア 応募申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 福井県競争入札参加資格決定通知書（写し）

※発行後3か月以内のもの

エ 仕様書に定める事業者資格をすべて有する者であることを証する書類（写し可）

オ その他必要と認める書類

（注）応募申込書には提出書類一覧の記載があります。

（注）提出された書類はお返ししません。

12 応募の無効

次の事項に該当していることが判明した場合、または選考に支障をきたす行為があったと認められる場合は、その時点から応募に関する一切の権利を無効とします。

(1) 応募申込書に明らかに虚偽の記載があるとき

(2) 提出書類に不足があったとき

(3) 応募申込書が所定の日時を過ぎて提出されたとき

(4) 応募申込書の主要な事項の記載が確認しがたいとき

(5) 応募申込書に記名がないとき

- (6) 福井県から交付される応募申込書以外の様式を使用したとき
- (7) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な方法により記入したとき
- (8) (1)～(7)のほか、特に福井県が無効と判断するとき

13 質問の受付

この募集要項に関する質問については、次のとおり提出してください。ただし、「7 応募資格要件」(3)に該当する者に限ります。

(1) 受付期間

添付3のとおり。

(2) 提出方法

質問書(様式第3号)に記入のうえ、「(1) 受付期間」の期間内に「2 福井空港の主な概要」(6)に示す事務所まで持参もしくはFAXしてください。FAXの場合、送信後に電話にて確認してください。なお、メールもしくは電話(口頭)での質問は、一切受け付けません。

(3) 回答

回答は、質問書回答書閲覧簿(様式第4号)に記載し、添付3に示す期間に下記のアドレスに掲載します。なお、この質疑応答をもって、この募集要項の補完、追加とします。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/fukui-airport/oshilase/jigyousya-bosyu.html>

14 機器仕様書類の閲覧

航空燃料施設にかかる機器仕様書類は次のとおり閲覧できます。なお、閲覧は応募申込みの前提条件ではありません。

(1) 閲覧期間

添付3のとおり。

(2) 閲覧方法

「2 福井空港の主な概要」(6)に示す事務所の2階会議室にて閲覧してください。

15 現場説明会

応募申込者は現場説明会参加申込書を次のとおり提出してください。ただし、「7 応募資格要件」(3)に該当する者に限ります。

(1) 参加方法

参加申込書(様式第5号)に記入のうえ、開催日時までに「2 福井空港の主な概要」(6)に示す事務所まで持参もしくはFAXしてください。FAXの場合、送信後に電話にて確認してください。なお、メールもしくは電話(口頭)での提出は、一切受け付けません。

(2) 開催日時

添付3のとおり。

(3) 集合場所

開催日時までには「2 福井空港の主な概要」(6)に示す事務所2階会議室に集合

してください。

16 事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「7 応募資格要件」の資格をすべて満たしている者から決定します。複数の応募者があるときは、事業所等の所在地や事業実績等を考慮して選考することとします。選考後も応募者が同等と判断されるときは、抽選とします。なお、抽選の場合は応募者へ別途、連絡します。
- (2) 事業者の決定は、添付3に示す日時を予定しています。

17 土地等の使用許可

決定を受けた事業者は、直ちに条例に基づく土地建物使用許可申請書（様式第6号）を提出するものとします。

18 協定の締結

条例に基づく使用許可を得た事業者は、福井県と協定を締結するものとします。

19 事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、使用許可の申請、許可書の交付および協定の締結を拒んだ場合
- (2) 事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他福井県が取消しと判断できる場合

20 使用料の納付

福井県が発行する納入通知書により一括納付していただきます。

21 問合せ先

「2 福井空港の主な概要」（6）に示す事務所に問い合わせてください。
なお、福井空港のパンフレットがありますので、必要な場合は申し出てください。

使用許可条件

- (1) 使用者は、使用物件を使用目的および用途以外に使用することができない。
- (2) 使用者は、その使用する権利を譲渡し、または転貸することができない。
- (3) 使用者は、福井空港事務所長（以下「所長」という。）の許可を受けずに使用物件の現状を変更し、またはこれに他の工作物等を附加することができない。
- (4) 所長は、使用者が指定された期日までに使用料を納付しないときは、その期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、年14.6%の割合（延滞期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合）で計算した延滞金を徴収する。
- (5) 使用者は、使用区域内において、他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- (6) 使用者は、その責に帰すべき事由により使用物件に損害を及ぼしたときは、所長の指示する損害金を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。
- (7) 所長は、次に掲げる場合には、使用の許可を取り消すことができる。
 - イ 公用または公共用に供するため必要を生じた場合
 - ロ 許可の条件に違反する行為があると認めた場合
 - ハ 使用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認めた場合
- (8) 使用の許可を取り消した場合において、使用者が損害をこうむることがあつても、県はなんらの責を負わない。
- (9) 使用者は、次に掲げる場合には、所長の指示を受けてその施設した物件等を自費をもって撤去し、使用物件を原状に復するものとする。ただし、ハの場合、使用者は3か月前までに書面にて所長に通知しなければならない。
 - イ 使用期間が満了した場合
 - ロ 使用の許可を取り消した場合
 - ハ その他の事由により使用物件を返還する場合
- (10) 使用者は、空港にかかる工事その他空港の管理に属する行為により通常生じる支障については、この許可を受けたことをもって空港管理者に対抗することができない。
- (11) 使用者は、使用期間中に使用した電気料、水道料、ガス料等の実費を別に負担しなければならない。
- (12) 使用者は、使用目的および用途に起因して空港施設その他の工作物が損傷したときは、直ちに所長に届け出てその指示に従うこと。
- (13) 使用者は、使用目的および用途の施工方法等のために必要な諸設備が空港管理上支障を

生じるおそれがあると認めるときは、所長はその支障を防止するために必要な措置を命
じることがある。

- (14) (12)により受けた指示、(13)により命じられた措置に要する費用は、すべて使用者の負
担とする。
- (15) 許可を受けた後における第三者との利害関係に係る問題については、使用者において、
すべて解決すること。
- (16) 使用者は、使用期間満了後、速やかに所長に届け出て検査を受けること。
- (17) 使用者は、使用物件の使用にあたっては、福井空港条例その他関係法令を遵守すること
とし、航空燃料給油事業者としての航空燃料給油事業の実施にあたっては、「航空燃料給
油事業に関する協定書」の定めを遵守すること。
- (18) 所長は、(1)から(17)までに掲げる事項を変更し、またはこれに追加して条件を付する
ことがある。

添付 2

航空燃料給油事業に関する協定書

福井県福井空港事務所長（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）は、福井空港において、甲が所有する航空燃料施設（以下「燃料施設」という。）を使用した航空燃料の給油にかかる航空燃料給油事業（以下「給油事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、給油事業にかかる甲乙の役割を明らかにするとともに、甲乙の提携および協力に基づき、給油事業が確実かつ円滑に実施されることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲および乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（事業の実施）

第4条 乙は、福井空港条例（昭和41年3月29日福井県条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づく燃料施設の使用許可の条件および別添「福井空港 航空燃料給油事業仕様書」（以下「仕様書等」という。）その他関係法令等に従って業務を実施しなければならない。

2 甲と乙は適切な連絡調整を図りながら、給油事業の円滑な実施に努める。

3 本協定、燃料施設の使用許可の条件、「福井空港 航空燃料給油事業仕様書」、「福井空港 航空燃料給油事業者募集要項」のそれぞれの解釈に矛盾または齟齬があるときは、甲の決定による。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、給油事業の実施によって生ずる権利および義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業報告）

第6条 乙は、すみやかに仕様書等に基づく報告書等を甲に提出する。

(事業の実施状況等の確認)

第7条 甲は、乙が行う給油事業の実施状況および燃料施設の管理状況等の確認を行うことができる。

2 甲は、乙に対して給油事業の実施状況および燃料施設の管理状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(使用料の納付)

第8条 乙は、条例の規定に基づき、燃料施設の使用料を乙が指定された期日までに納付しなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める使用料を指定された期日までに納付しないときは、その期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、年14.6%の割合(延滞期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合)で計算した延滞金を徴収する。

(安全確保等の措置)

第9条 乙は、給油事業の実施において、仕様書等に定める危険物保安監督責任者の配置等を行うほか、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保および事後措置等について万全を期さなければならない。

2 乙は、燃料施設を含めた給油事業の実施箇所について調査を実施し、安全に対して適切な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第10条 協定期間中、給油事業に関する事故や災害等の緊急事態が発生したときは、乙は、すみやかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生したときは、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たる。

(経費の負担)

第11条 甲と乙が給油事業の実施に要する経費は仕様書等に定めるとおりとする。

(甲による協定の破棄)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協定の破棄、または期間を定めて給油事業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 給油事業に際し不正行為があったとき。
 - (2) 乙が提出した書類の内容に虚偽があったとき、または正当な理由なく提出すべき書類の提出を拒んだとき。
 - (3) 乙が、条例その他関係法令もしくは仕様書等の規定に違反したとき。
 - (4) 乙が、自己の責めに帰すべき事由により、仕様書等に規定する事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。
 - (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。
 - (6) その他、乙が給油事業を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づいて協定の破棄を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知する。
- 3 第1項の規定により協定を破棄した場合、または期間を定めて給油事業の全部もしくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失等が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

（乙による協定破棄の申出）

- 第13条 乙は、次に掲げるいずれかに該当するときは、甲に対して協定の破棄を申し出ることができる。ただし、(2)に該当するときは、乙は3ヶ月前に甲に通知する。
- (1) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害・損失等を被ったとき。
 - (2) その他、乙が協定の破棄を希望するとき。
- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経て、その処置を決定する。

（損害賠償等）

- 第14条 乙は、給油事業の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができる。

（第三者への賠償）

- 第15条 乙は、給油事業の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により福井空港の利用者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（不可抗力発生時の対応）

- 第16条 不可抗力の発生により給油事業に損害・損失等が発生したときは、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、その被害を最小限にするよう努力しなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第 17 条 乙は、協定期間満了後、給油事業が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲または甲が指定した者に対して、業務の引継ぎ等を行わなければならない。ただし、乙が、引き続き事業実施者となるときは、この限りでない。

(著作権等権利の処理)

第 18 条 乙は、給油事業の実施に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、給油事業の実施上、前項の排他的権利を使用する必要があるときは、その権利関係を処理する。

3 乙が、前 2 項の規定に反したことにより甲が損害を受けたときは、甲は乙に対して損害賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、協定期間中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、協定期間満了後および本協定の破棄後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第 20 条 乙は、給油業務の実施において、別紙 1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第 2 項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙がこの協定に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱に関し、別紙 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第 22 条 本協定の作成に要する収入印紙は、乙の負担とする。

(疑義についての協議)

第 23 条 本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

(裁判管轄)

第 24 条 本協定に関して訴訟等が生じたときは、福井地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 福井県坂井市春江町江留中 5 0 - 1 - 2
福井県福井空港事務所長

乙

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、福井県情報セキュリティポリシーおよび以下の事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

(作業場所の特定)

第2 乙は、業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、福井県庁舎等管理規則を遵守しなければならない。

2 機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んで서는ならない。ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業計画書を提出しなければならない。
- (2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。
- (3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。
- (4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、甲に緊急時の連絡先を提出しなければならない。

(作業者 ID およびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者 ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

- (1) 作業者 ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業者 ID によるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、業務にかかる資料、情報および情報資産のうち、甲から提供されたものおよびそれに基づき乙が作成したもの（以下、「関係資料」という。）を、甲の承認なく業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、業務終了後、関係資料のうち甲から提供されたものについては返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

- 第9 乙は、業務終了後、関係資料のうち成果物を除く乙が作成したものについては、速やかに廃棄しなければならない。
- 2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。
- 3 乙は、第1項の廃棄を行った場合は、廃棄を行った日時、担当者名および廃棄の内容を記録し、これを証明する書面を甲に対して提出しなければならない。

(実地調査および指示等)

- 第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および業務の実施に係る乙に対する指示を行うことができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

(再委託先および再々委託先への適用)

- 第11 乙が業務を再委託または再々委託する場合、この「情報セキュリティに関する特記事項」は、再委託先および再々委託先に適用されるものとする。
- 2 再委託先および再々委託先における情報セキュリティに関する責任は、乙が負うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第6 乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者（以下「再委託先」という。）に遵守させなければならない。

(個人情報の返還等)

第8 乙は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報について、直ちに甲に返還し、引き渡し、廃棄し、または消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、前項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、第1項に規定する個人情報の廃棄または消去を行った後、廃棄または消去を行った日時、担当者名および廃棄または消去の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(調査等の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(定期報告)

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。

福井空港 航空燃料給油事業仕様書

航空燃料給油事業について、福井県を「甲」とし、航空燃料給油事業者を「乙」とし、必要かつ詳細な事項を次のとおり定めるものとする。

1 略語・用語

この仕様書において、次の各号に掲げる主な用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）をいう。
- (2) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）をいう。
- (3) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年9月29日総理府令第55号）をいう。
- (4) 「ジェット燃料指針」とは、ジェット燃料取扱基準に関する指針（最新版）（石油連盟航空燃料専門委員会作成）をいう。
- (5) 「充填所」とは、本事業で使用する地下タンク貯蔵所、充填一般取扱所およびこれらに付属する建築物、電気設備、フェンス、保有空地、排水設備、搬入路をいう。
- (6) 「給油所」とは、本事業で移動タンク貯蔵所から、航空機に給油するための航空機給油取扱所、アースリング、福井空港エプロンの排水溝をいう。
- (7) 「航空燃料」とは、航空ガソリン（AVGAS）およびジェット燃料（JET A-1）をいう。
- (8) 「航空燃料施設」とは、充填所および給油所をいう。

2 福井空港概要

(1) 設置管理者

甲

(2) 位置

福井県坂井市春江町江留中

(3) 空港の種類および着陸帯の等級

陸上空港 F級 長さ1,320m×幅120m

(4) 基本施設

滑走路 長さ1,200m×幅30m

オーバーラン 長さ60m×幅30m

誘導路 長さ86m×幅15m

エプロン 11バース（1バースあたり14m×12m）8,634m²

(5) 無線施設

VHF 対空通信施設（福井レディオ：118.6MHz）

(6) 運用時間

9時から17時まで（8時間、但し日没後を除く。）

(7) 概要図

別図1のとおり

3 事業概要等

(1) 本事業の概要

本事業は、福井空港において、①～③の流れとなる給油作業を行うものである。

①甲の所有する地下タンク貯蔵所に乙が航空燃料を貯蔵する。

②甲の所有する充填一般取扱所を用いて、乙が自ら所有する移動タンク貯蔵所に航空燃料を充填する。

③福井空港エプロンに設置された航空機給油取扱所で、乙が自らの移動タンク貯蔵所を用いて、航空機に航空燃料を給油する。ただし、航空機への給油に伴う燃料代金は乙と発注者において精算するものとし、甲は一切関与しない。

(2) 給油方式

本事業の給油方式はレフューラー方式とする。

(3) 給油する油種

本事業で給油する油種は次のとおりとする。

・航空ガソリン（AVGAS）

規格：JIS K 2206

危険物第4類第1石油類

※有鉛であるため取扱いには十分注意すること。

・ジェット燃料（JET A-1）

規格：JIS K 2209

危険物第4類第2石油類

(4) 主な給油対象航空機

・県警ヘリコプター（福井県警察航空隊）

機種：ユーロコプター式EC135T2+型

・防災ヘリコプター（福井県防災航空隊）

機種：川崎式BK117C-2型

・その他のヘリコプター（県外警察、県外防災、国土交通省、民間会社、自家用等）

（小さなヘリコプターの例）ロビンソンR22

（大きなヘリコプターの例）カモフKa-32

・固定翼（国土交通省、民間会社、自家用等）

（小さな固定翼の例）セスナ172

（大きな固定翼の例）セスナ525C（サイテーションジェット）

4 事業者資格

本事業に必要な乙の資格は次のとおりとする。

(1) 次の移動タンク貯蔵所を所有する者であること。

- ・ジェット燃料用 1台以上
- ・航空ガソリン用 1台以上

ただし、ジェット燃料用は、総数で2,000L以上、かつうち1台は空港敷地外で給油可能なものに限る。

また、移動タンク貯蔵所の合計の指定数量の倍数は100倍未満に限る。

(2) 法第13条に定める危険物保安監督責任者を選任できる者であること。

(3) 法第14条の2に定める予防規程（充填一般取扱所および航空機給油取扱所）に、次の体制を定めることができる者であること。

- ・危険物保安監督者
- ・危険物取扱者（危険物保安監督者の職務代務者）
- ・自衛消防隊の組織（通報・連絡班、避難・誘導班、消火応急処置班）

(4) 航空燃料（ジェット燃料、航空ガソリン）を常時安定供給できる者であること。

5 乙の営業時間、連絡先

(1) 福井空港の運用時間内の場合

運用時間内は、常に一般の運航者から受注できる体制をとるとともに、売買契約が成立したものを給油できる体制をとること。

(2) 福井空港の運用時間外の場合

運用時間外であっても、次の場合はジェット燃料の給油ができる体制をとること。

- ①福井県警察航空隊、福井県防災航空隊から要請があった場合
- ②地震・台風・大雨・津波等の自然災害や大規模事故等の対応のため、福井空港が防災拠点となった場合
- ③その他甲が必要と認める場合

(3) 連絡先の通知・公表

乙は、一般運航者向けの受注連絡先について、決定・変更する際は事前に甲に通知すること。

乙の名称および乙の一般運航者向けの受注連絡先は、甲が国土交通省航空局へ通知し、国土交通省航空局においてインターネット等で公表すること。

6 主要設備概要

充填所については、別図2～9（工事設計図）のとおりとする。また、給油所については、別図10のとおりとする。

7 法の許可概要

(1) 地下タンク貯蔵所

- ・設置者
甲
- ・危険物の類、品名（指定数量）、最大数量
第4類第1石油類 AVGAS （200L）10,000L
第4類第2石油類 JET A-1 （1,000L）20,000L
- ・指定数量の倍数
70倍
- ・位置、構造及び設備の基準に係る区分
危政令第13条第2項
- ・危険物の貯蔵又は取扱方法の概要
危険物は地下タンクに貯蔵し、ポンプを通じて給油車に給油する。

(2) 充填一般取扱所

- ・設置者
甲
- ・危険物の類、品名（指定数量）、最大数量（※）
第4類第1石油類 AVGAS （200L）850L
第4類第2石油類 JET A-1 （1,000L）6,000L
- ・指定数量の倍数（※）
10.25倍
- ・位置、構造及び設備の基準に係る区分
危政令第19条第2項第4号
危規則第28条の5第1項第4号
- ・危険物の貯蔵又は取扱方法の概要
危険物は地下タンクに貯蔵し、ポンプを通じて給油車に給油すること。

※最大数量および指定数量の倍数は、乙が配備する移動タンク貯蔵所にあわせて変更となる。ただし、変更後の指定数量の倍数は100倍未満とする（充填一般取扱所の設置基準は、指定数量の倍数10倍以上100倍未満の場合が適用されるため）。

(3) 航空機給油取扱所

- ・設置者
乙
- ・危険物の類、品名（指定数量）、最大数量（※）
第4類第1石油類 AVGAS （200L）850L
第4類第2石油類 JET A-1 （1,000L）6,000L
- ・指定数量の倍数（※）
10.25倍
- ・位置、構造及び設備の基準に係る区分
危政令第17条第3項
危規則第26条

・危険物の貯蔵又は取扱方法の概要

※最大数量および指定数量の倍数は、乙が給油取扱所内で使用する移動タンク貯蔵所にあわせて変更となる。

8 航空燃料施設等の法にかかる措置

(1) 充填所および給油所

①危険物保安監督責任者

乙は、乙の従業員から法第13条に基づく危険物保安監督を選任すること。危険物保安監督者は、法に必要な義務を遵守すること。

②予防規程

乙は、法第14条の2に基づき甲が作成した予防規程を遵守すること。この予防規程に定める組織のうち、管理者および自衛消防隊長以外の者は、すべて乙の従業員から選定すること。

乙は、予防規程に記載する乙の従業員の氏名を変更するときは事前に甲に報告しなければならない。

③甲乙の情報共有

甲は、管轄消防署へ提出した書類の写し、管轄消防署からの指示書等の写しを、乙に通知すること。乙は、管轄消防署へ提出した書類の写し、管轄消防署からの指示書等の写しを甲に提出すること。

(2) 給油所

乙は、設置者として自らの責任と経費負担において、法に必要なすべての措置を行うこと。ただし、甲の所有する施設の修繕・改修については、甲乙協議のうえ決定すること。

(3) 移動タンク貯蔵所の常置場所

乙は、移動タンク貯蔵所の常置場所を決定・変更する場合には、事前に甲の了解を得た上で、法に必要な手続きを行うこと。なお、常置場所の決定・変更に伴い、別途、福井空港条例（昭和41年3月29日福井県条例第2号）の規定に基づく土地等の使用許可が必要となる場合がある。

9 維持管理、備品・消耗品等

(1) 費用負担区分は別表のとおりとし、この表に記載がないものは次のとおりとする。

なお、航空燃料の品質管理に関する責任は、すべて乙が負うものとする。

①ジェット燃料関係

原則、ジェット燃料指針に準拠するが、乙は、自らの責任と経費負担において項目・周期を決定し実施すること。

②航空ガソリン関係

原則、ジェット燃料指針を準用するが、乙は、自らの責任と経費負担において項目・周期を決定し実施すること。

③管轄消防署から指導事項

甲乙協議のうえ、実施者を決定すること。

④清掃・整理整頓

乙は、自らの経費負担において清掃・整理整頓を行うこと。

⑤長期停電に備えた措置

乙は、自らの経費負担において、長期停電に備えて、ア～ウの行うこと。

ア 停電対応訓練

商用電源から非常用発電機電源への切替操作および当該状態での充填所のジェット燃料用機器の運転操作訓練を年1回以上行うこと。

イ 非常用発電機定期運転

非常用発電機の起動用バッテリー充電不足防止のため、定期的に非常用発電機の運転を行うこと。

ウ 非常用発電機の燃料補充

非常用発電機の燃料タンクは常に満タンとすること。

⑥除雪

乙は、自らの経費負担において、充填所の除雪を行うこと。なお、甲は可能な範囲で充填所の搬入路の機械除雪を行うことがある。

⑦防犯上の措置

乙は、自らの経費負担において、充填所のフェンスの施錠管理等の防犯上の措置を行うこと。

⑧別表および①～⑦に明記がないものは甲乙協議のうえ決定すること。

(2) 別表は毎年見直すものとする。この見直しのため、乙は、次のとおり対応しなければならない。

①乙は、毎年7月末までに、更新・修繕・点検整備等について、項目、内容、理由、概算費用等を甲に報告すること。

②甲は、乙からの報告を受けて予算措置を検討すること。

③乙は、甲の予算措置に協力するものとする。

(3) 甲が、更新・修繕・点検整備等を行う場合は次のとおりとすること。

①実施時期・内容について、事前に甲乙において協議すること。

②乙は、自らの経費負担において、甲の作業等のために必要な施設運転、燃料抜取および燃料注入等に協力すること。また、乙は、甲の指示により甲の作業に立ち会うこと。

③甲は、実施結果を乙に通知すること。

④甲は、維持管理上の問題に起因して乙に営業損失が生じたとしても、一切補償しない。ただし、甲の過失が明らかな場合は、この限りではない。

(4) 異常発生時の措置は、次のとおりとする。

①乙は、充填所の異常を知ったときは、自らの経費負担において現場に急行し、火災予防等の初動対応を行った後、給油業務継続に最低限度必要な応急修繕を行う

こと。

②乙は、応急修繕を行った場合は直ちに甲に報告すること。

③甲は、充填所の異常を知ったとき（乙からの報告があった場合を除く。）は直ちに乙に連絡すること。

(5) 乙は、訓練、点検簿等の維持管理状況を書面で適正に記録・保管すること。また、甲が指示した場合、乙は、この書面の写しを提出すること。

(6) 乙は、充填一般取扱所の予防規程に基づく措置に関する記録の写しを毎月、甲に提出すること。

10 空港安全運営への協力

(1) 福井空港の安全で運営のため以下の指示に従うこと。

- ・甲の航空関係法令による指示
- ・甲の福井空港条例およびその他関係法令による指示
- ・甲の国土交通省航空局の指導に伴う指示
- ・その他甲の空港の安全ため必要な指示

(2) 甲の参加要請に伴い以下のものに協力すること。

- ・甲の各種委員会、研修、訓練等
- ・甲のイベント
- ・甲と第三者との協定による要請
- ・甲の国土交通省航空局の立入検査等の資料提出および検査対応
- ・その他甲の必要なこと。

11 貸与書類

本事業にあたり、甲は乙に以下の書類を貸与する。なお、これらの書類が不要となったときは甲に返却すること。

- ・充填所にかかる工事完成図書（副本）
- ・充填所にかかる法関係手続書類（写し）
- ・その他必要な書類

12 事業者変更時の引継ぎ

(1) 充填所に残存する航空燃料等は以下のとおりとする。

①旧事業者は、残存する航空燃料の品質に関して新事業者に説明を行うこと。

②新事業者は、旧事業者の燃料品質の説明に疑義がある場合は、新旧事業者の協議のうえ燃料品質検査を行うこと。

③残存する航空燃料品質に異常があった場合は、新旧事業者の協議のうえ充填所の臨時点検整備を行うこと。経費負担は新旧事業者の協議のうえ決定すること。

④残存する航空燃料は、新旧事業者の協議のうえ譲渡等を行うこと。

⑤非常用発電機内に残存する燃料は、新旧事業者の協議のうえ譲渡すること。

- (2) 充填所、給油所の維持管理状況の引継ぎは以下のとおりとする。
 - ①旧事業者は、点検簿等の維持管理状況を示す資料を新事業者に引渡すこと。
 - ②旧事業者は、新事業者に対して甲の立会いのもと、充填所、給油所の維持管理状況を説明すること。なお、この説明は甲が実施し、旧事業者に通知した内容を含むこと。
 - ③旧事業者は、新事業者に対して充填所の運転操作方法の説明を行うこと。
- (3) 給油所について、新事業者は、法第11条第6項の規定に基づき航空機給油取扱所の譲渡等の手続きを行うこと。旧事業者は、譲渡等を証明する書面作成のほか、この手続きに必要な事項について、新事業者に協力すること。また、新旧事業者で配備する移動タンク貯蔵所が変更となる場合には、新事業者は、法第11条に規定に基づく変更許可申請を行うこと。
- (4) 電力契約の名義変更は、新旧事業者の協議のうえ必要な手続きを実施すること。
- (5) 使用期間終了後、次期事業者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

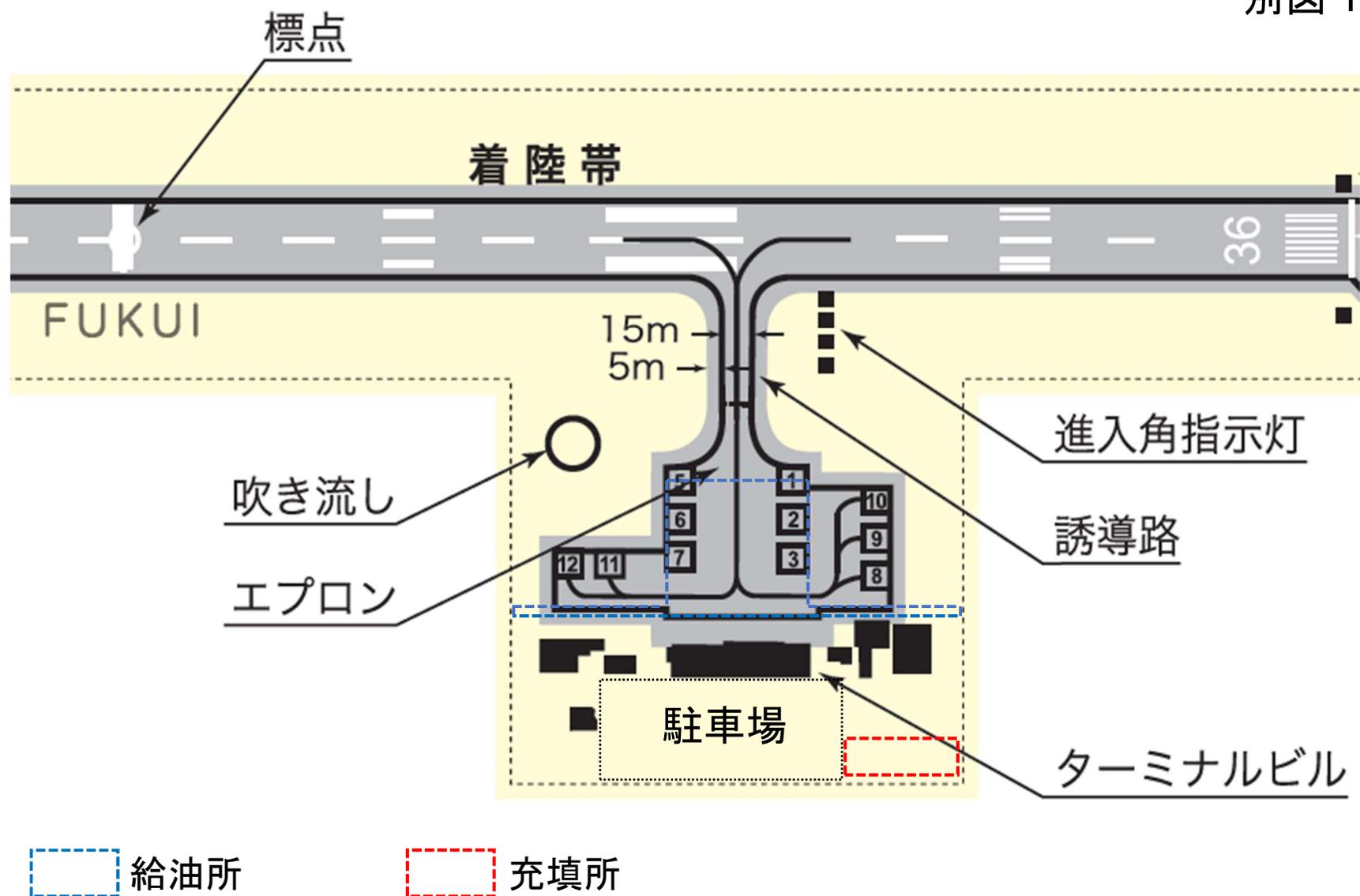
13 その他留意事項

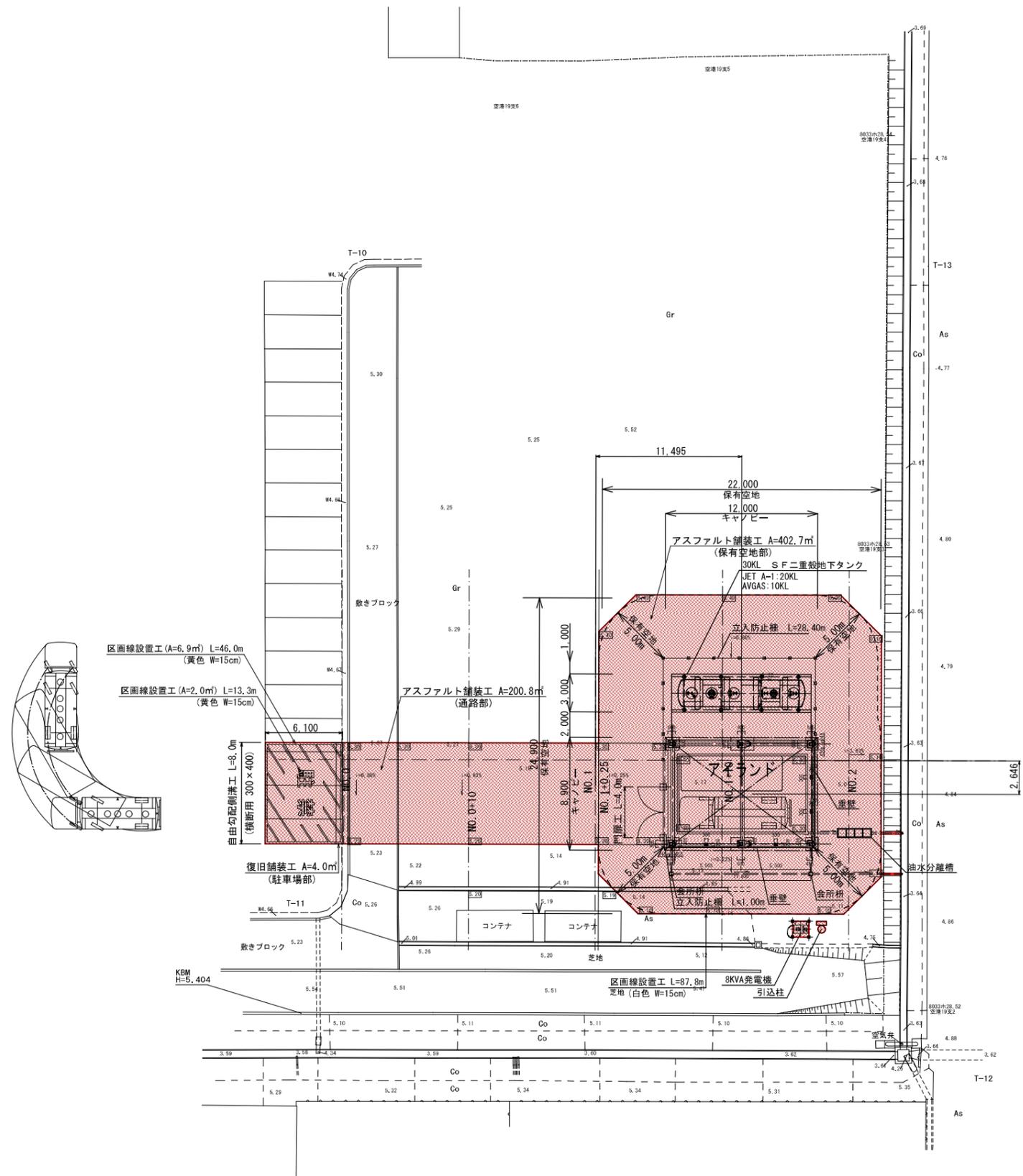
- (1) 乙は、自らの経費負担において、この仕様書に明記がない場合でも法に必要な維持管理・手続等を確実に実施すること。また、乙は、甲が法の手続きを適切に実施するために必要な報告を行うとともに、その手続きを補佐すること。
- (2) 福井空港は防災拠点空港であり、福井県警察航空隊、福井県防災航空隊のほか、福井県外からの警察・消防、国土交通省、自衛隊等のヘリコプターの活動拠点となる場合がある。なお、有事の際は、土日祝夜間を問わず緊急の受注体制を確保すること。
- (3) 危険物取扱作業の事故防止はもちろんのこと、車両運転中や点検整備中を含め業務実施中の安全対策に努めること。また、航空ガソリンは有鉛であるため、作業員、関係者および第三者に対する必要な安全対策を行うこと。
- (4) 甲が行う空港運用・工事もしくは空港で発生した災害・事件・事故等に起因し、乙に営業損失が生じても甲は一切補償しない。
- (5) 乙は、本事業により発生した廃棄物は自らの経費負担により適正に処分すること。
- (6) グリーン調達の推進や資源リサイクルの徹底、エネルギー使用量の削減管理など、環境に配慮した事業を行うこと。また、福井県庁環境マネジメントシステムに基づくエコオフィス活動等に積極的に取り組むこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定すること。

令和7年度 費用負担区分

	甲	乙
予防規程に基づく措置		○
光熱水費		○
応急対応		○
嶺北消防防火協会会費		○
賠償責任保険		○
充填所の火災保険	○	
自然災害等の不可抗力に起因するもの	○	
消防法上の手続機に関する手数料（甲が発注する工事関係）	○	
消防法上の手続に関する手数料（その他）		○

別図 1





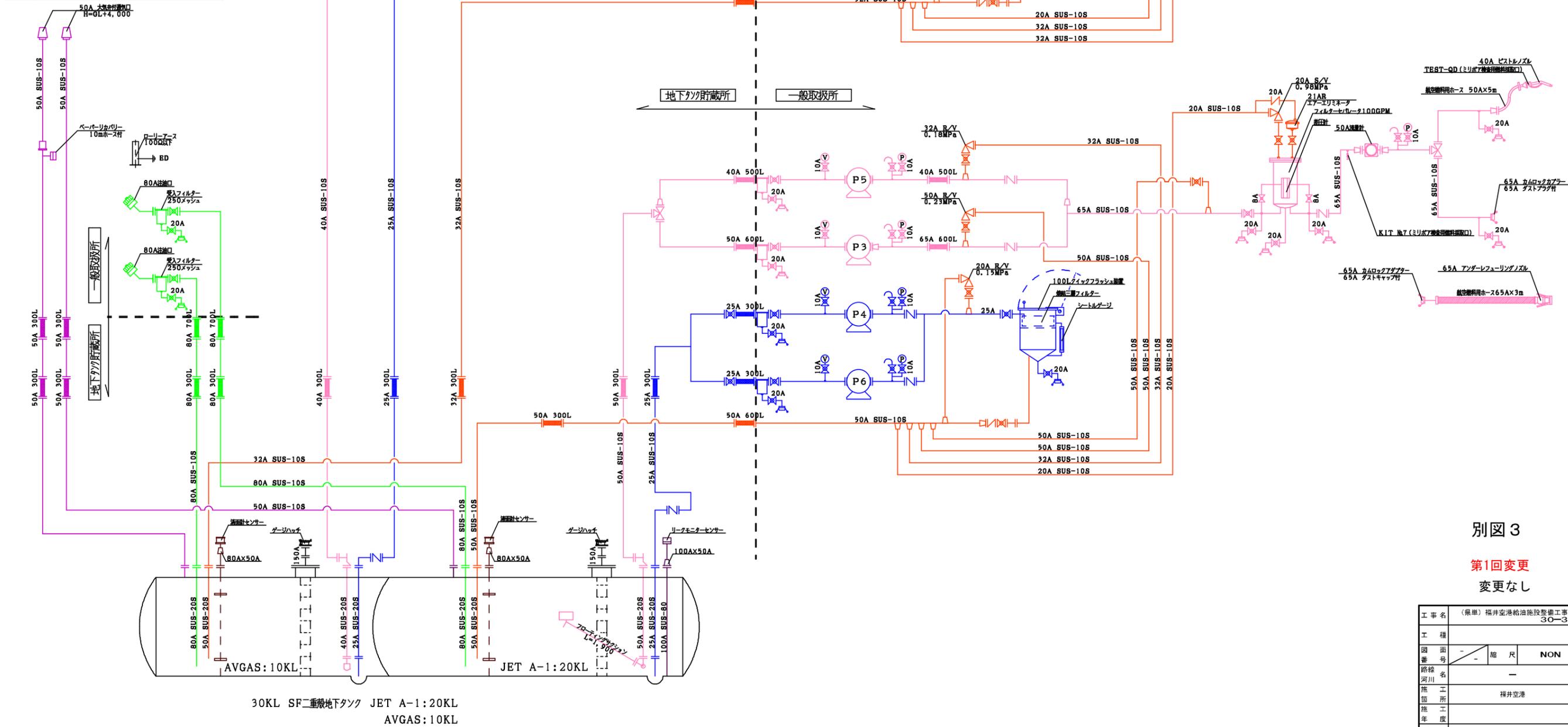
別図 2

第1回変更
変更なし

工事名	(県単) 福井空港給油施設整備工事 30-3		
工種			
図面番号	縮尺	A1 : 200	A3 : 400
路線名	河川		
施工箇所	福井空港		
施工年度			
図面内容	給油設備 全体平面図		
福井県			

P1	吐出ポンプ(自吸式渦巻)	2.2kW-60Hz 120L/min 耐圧設備
P2	取水ポンプ(カスケード)	0.4kW-60Hz 30L/min 耐圧設備
P3	吐出ポンプ(自吸式渦巻)	3.7kW-60Hz 300L/min 安全増設機
P4	取水ポンプ(カスケード)	0.4kW-60Hz 30L/min 安全増設機
P5	特種取水ポンプ(自吸式)	1.5kW-60Hz 100L/min 安全増設機
P6	特種取水ポンプ(カスケード)	0.4kW-60Hz 30L/min 安全増設機

	ボールバルブ	SUS304 JIS-10K
	ボールバルブ(ばじ込み)	SUS304
	三方弁	SUS304 JIS-10K
	止弁	SUS304 JIS-10K
	リーフ弁(R/V)、安全弁(S/V)	SUS304 JIS-10K
	バケットストレーナー(60メッシュ)	SUS304 JIS-10K
	フレキシブルパイプ	SUS304 JIS-10K
	圧力計	φ75
	流量計	φ75
	リークキャプティング	SUS304



別図3

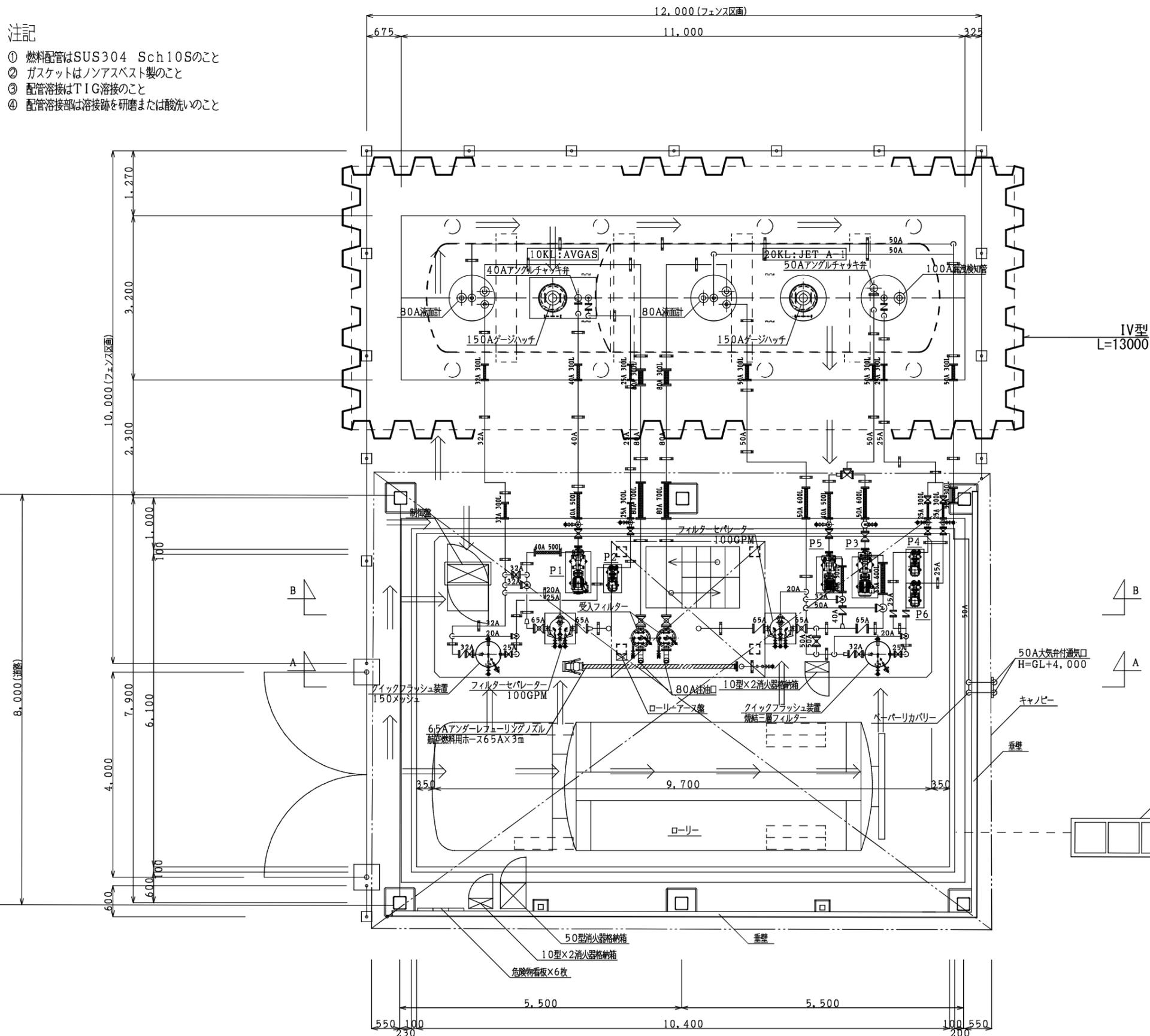
第1回変更
変更なし

工事名	(県単) 福井空港給油施設整備工事 30-3
工種	
図面番号	縮尺 NON
路線名	河川
施工箇所	福井空港
施工年度	
図面内容	給油設備 配管フロー図
福井県	

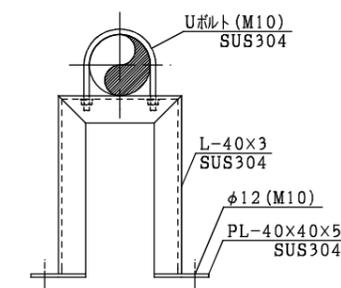
← : 導線を示す

注記

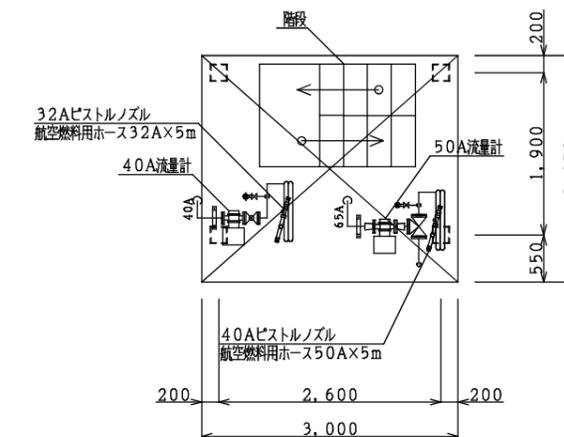
- ① 燃料配管はSUS304 Sch10Sのこと
- ② ガasketはノンアスベスト製のこと
- ③ 配管溶接はTIG溶接のこと
- ④ 配管溶接部は溶接跡を研磨または酸洗いのこと



P1	引出ポンプ (自吸式渦巻き)	2.2kW-60Hz 120L/min 耐圧防爆
P2	検水ポンプ (カスケード)	0.4kW-60Hz 30L/min 耐圧防爆
P3	引出ポンプ (自吸式渦巻き)	3.7kW-60Hz 300L/min 安全増防爆
P4	検水ポンプ (カスケード)	0.4kW-60Hz 30L/min 安全増防爆
P5	非常用引出ポンプ (自吸式渦巻き)	1.5kW-60Hz 100L/min 安全増防爆
P6	非常用検水ポンプ (カスケード)	0.4kW-60Hz 30L/min 安全増防爆



配管サポート参考図
S=FREE

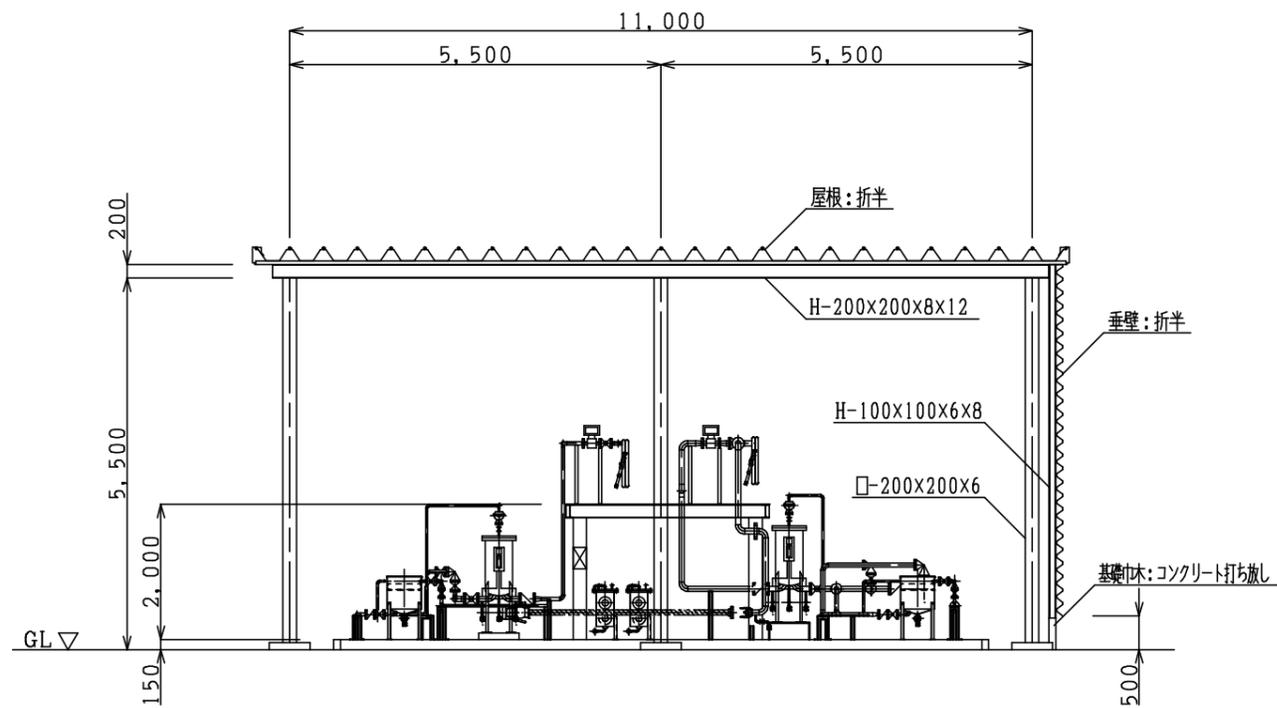


ステージ上部平面図

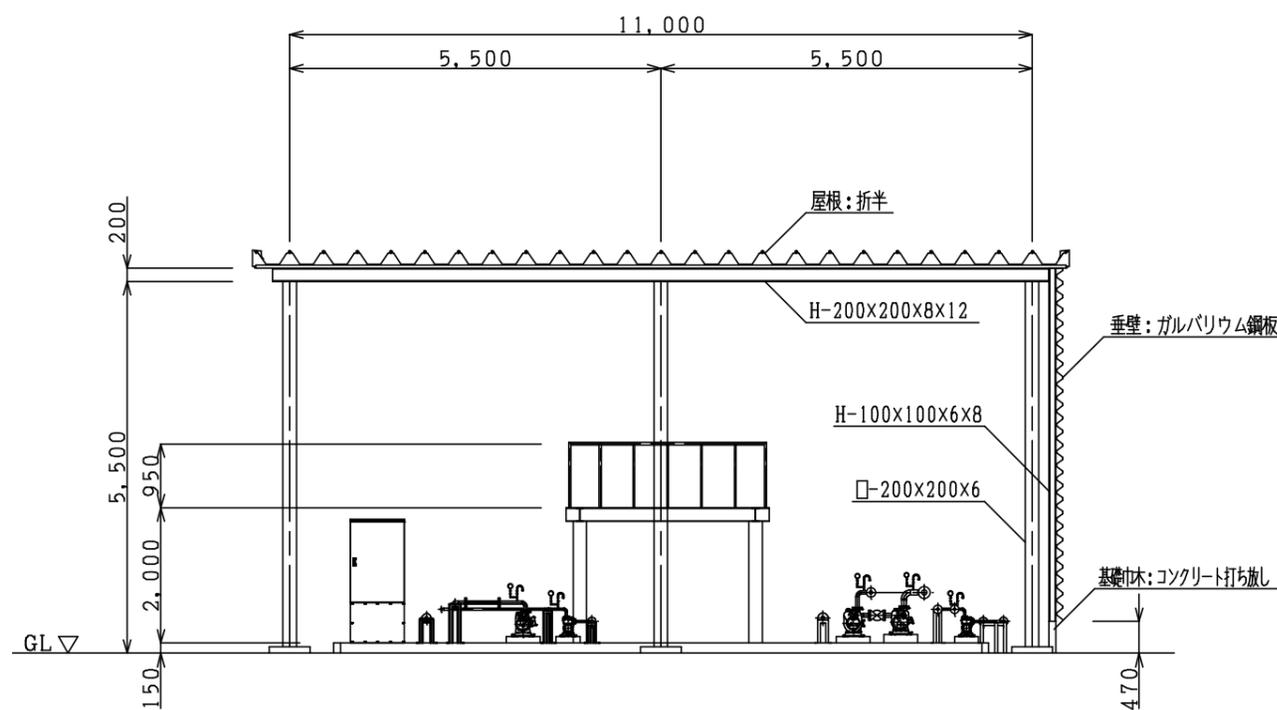
別図4

第1回変更
変更

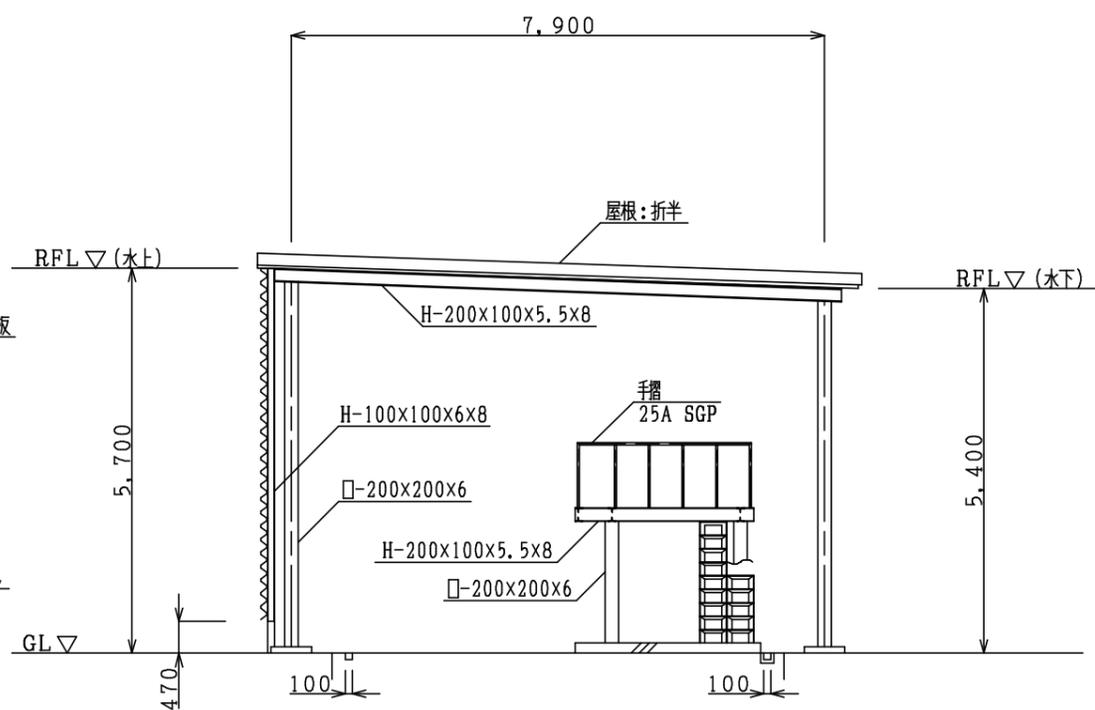
工事名	(県単) 福井空港給油施設整備工事 30-3		
工種			
図面番号	縮尺	A1:40 A3:80	
路線名	河川		
施工所	福井空港		
施工年度			
図面内容	給油設備 詳細平面図		
福井県			



B-B断面図



A-A断面図

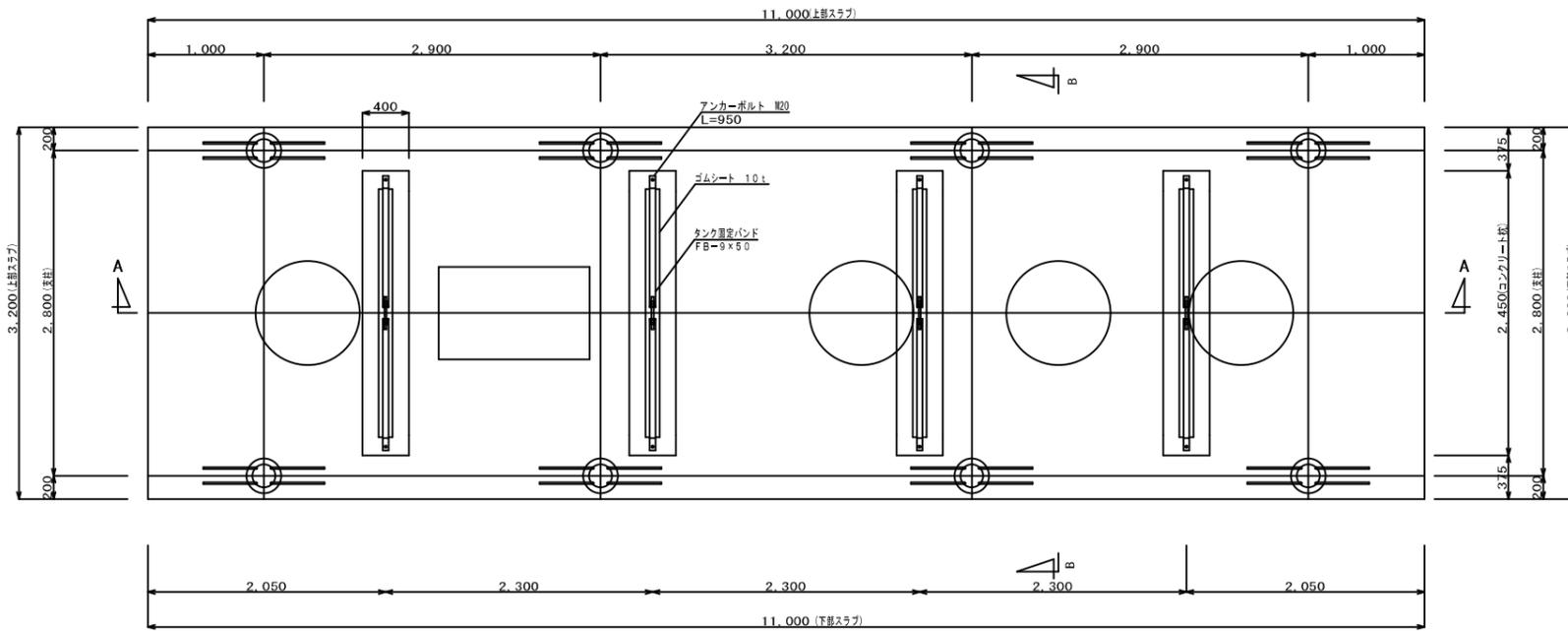


側面図

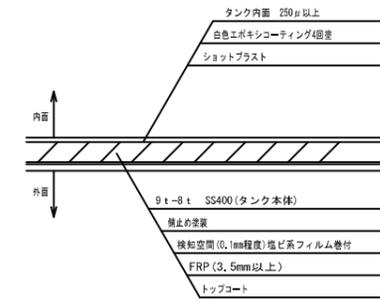
別図5

第1回変更
変更なし

工事名	(県単) 福井空港給油施設整備工事 30-3		
工程			
図番	縮尺	A1: 50	A3: 100
路線名	-		
施工箇所	福井空港		
施工年度			
図面内容	給油設備 断面図		
福井県			

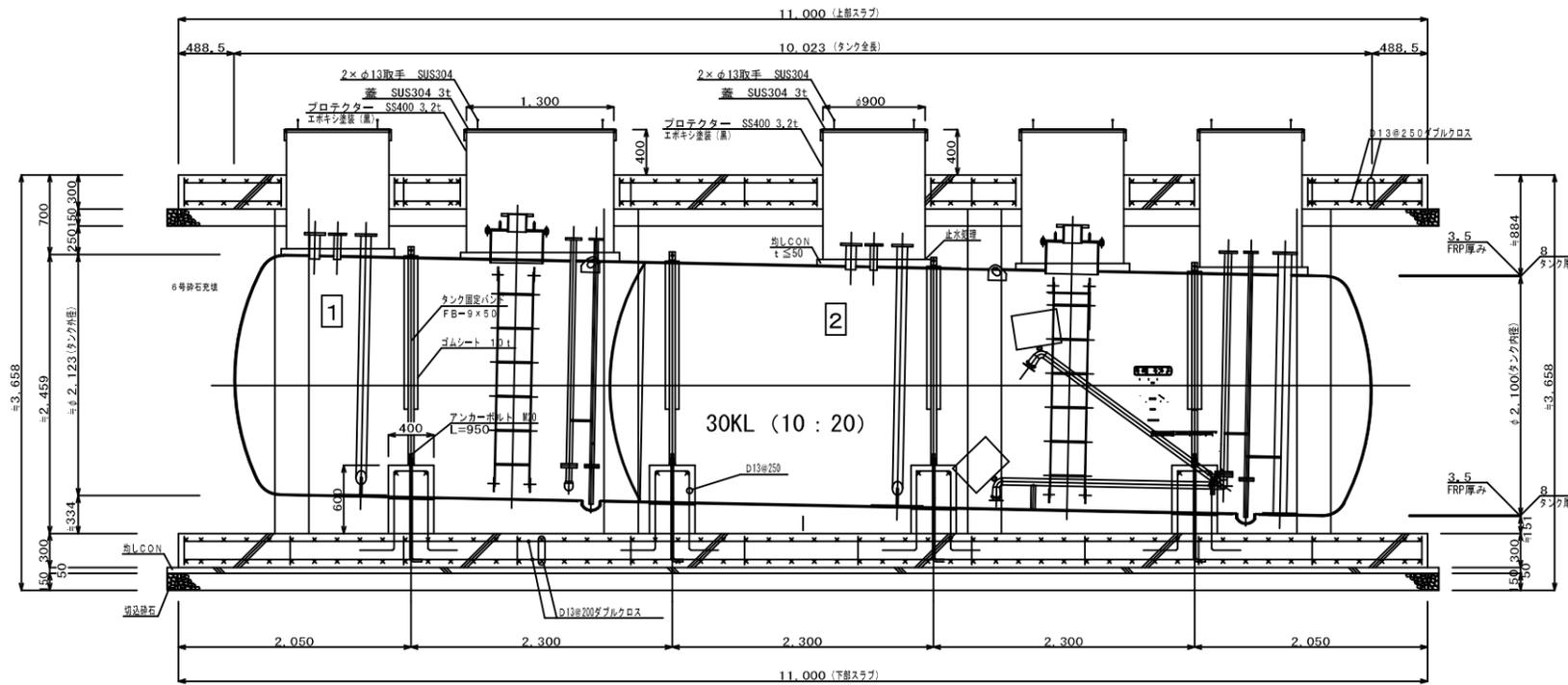


平面図

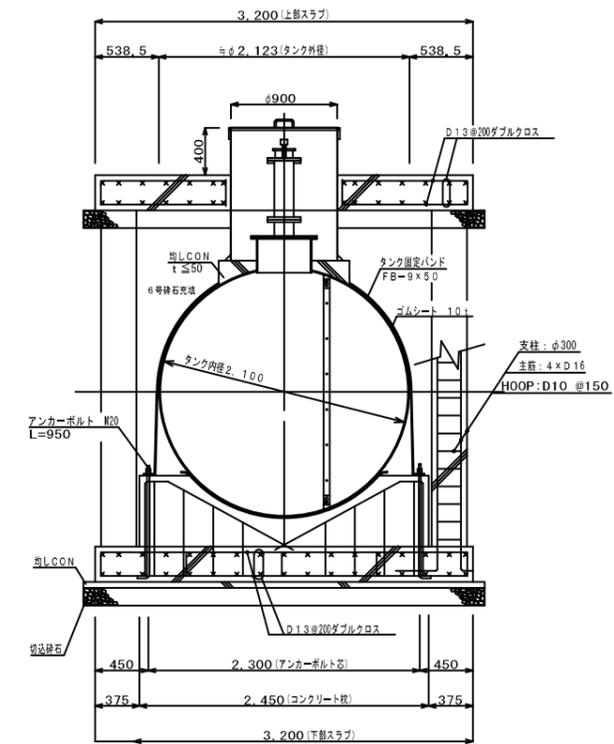


ノズル明細表

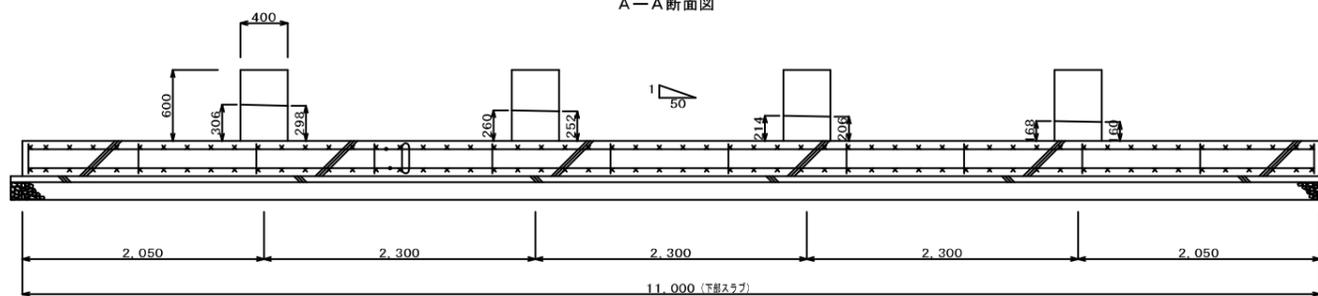
N.O.	名称	口径	フランジ種類、形状	パイプ種類
①	注油口	80A	10K SOP-FF	SUS304-Sch20S
②	吸油口	50A	10K SOP-FF	SUS304-Sch20S
③	取油口	40A	10K SOP-FF	SUS304-Sch20S
④	通気口	50A	10K SOP-FF	SUS304-Sch20S
⑤	液面計口	80A	10K SOP-FF	SUS304-Sch20S
⑥	漏洩検知口	100A	10K SOP-FF	SUS304-Sch80
⑦	戻り口	50A	10K SOP-FF	SUS304-Sch20S
⑧	戻り口	32A	10K SOP-FF	SUS304-Sch20S
⑨	検水口	25A	10K SOP-FF	SUS304-Sch20S
⑩	ゲージハッチ口	150A	10K SOP-FF	SUS304-Sch20S



A-A断面図



B-B断面図 S=1/30

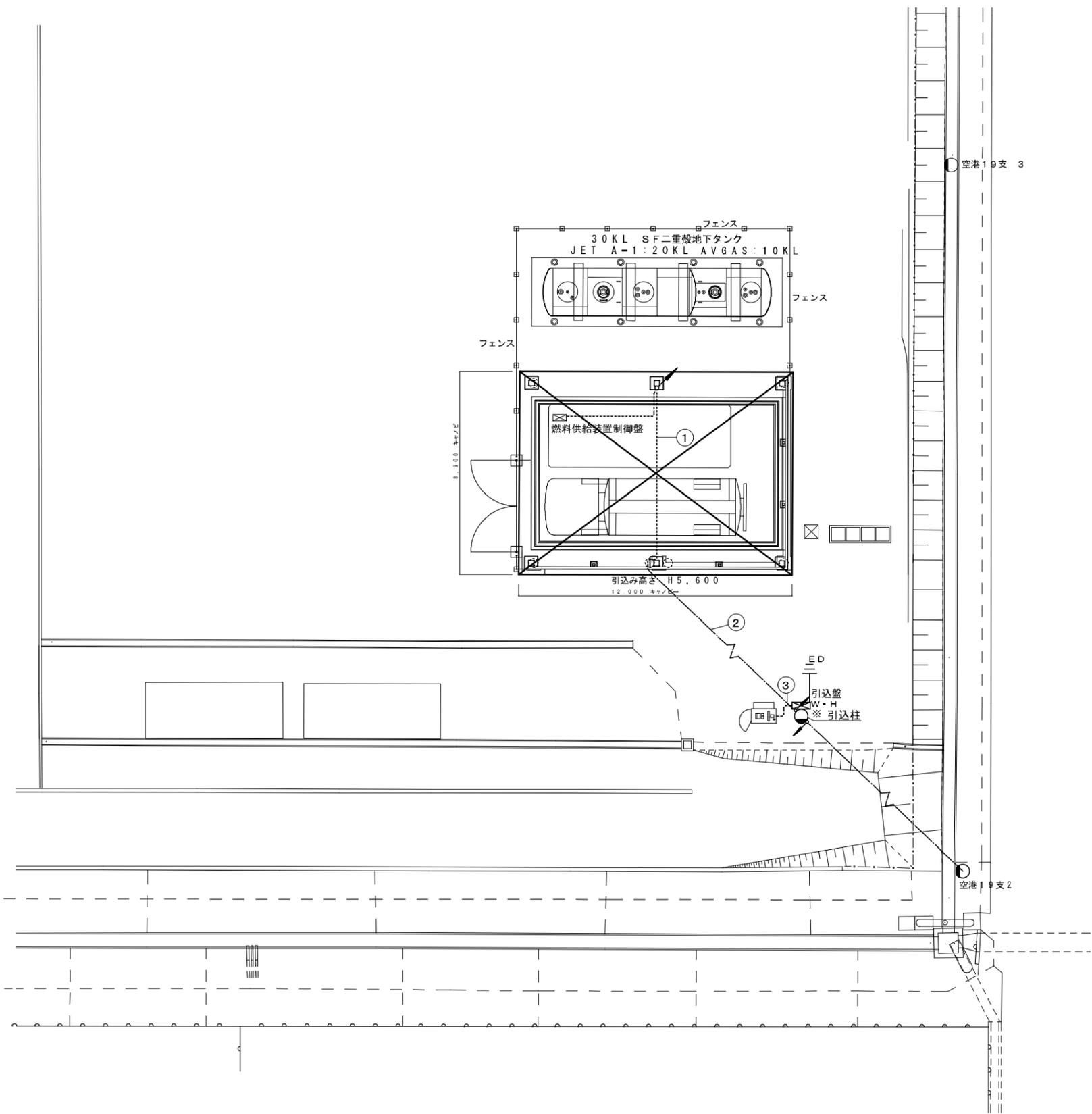
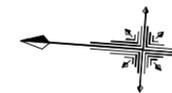


コンクリート枕勾配図 (A-A断面図)

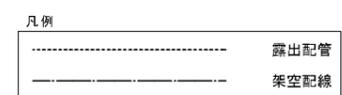
別図6

第1回変更
変更

工事名	(県単) 福井空港給油施設整備工事 30-3
工種	
図面番号	縮尺 A1:30 A3:60
路線名	河川
施工箇所	福井空港
施工年度	
図面内容	給油設備 地下タンク埋設図
福井県	



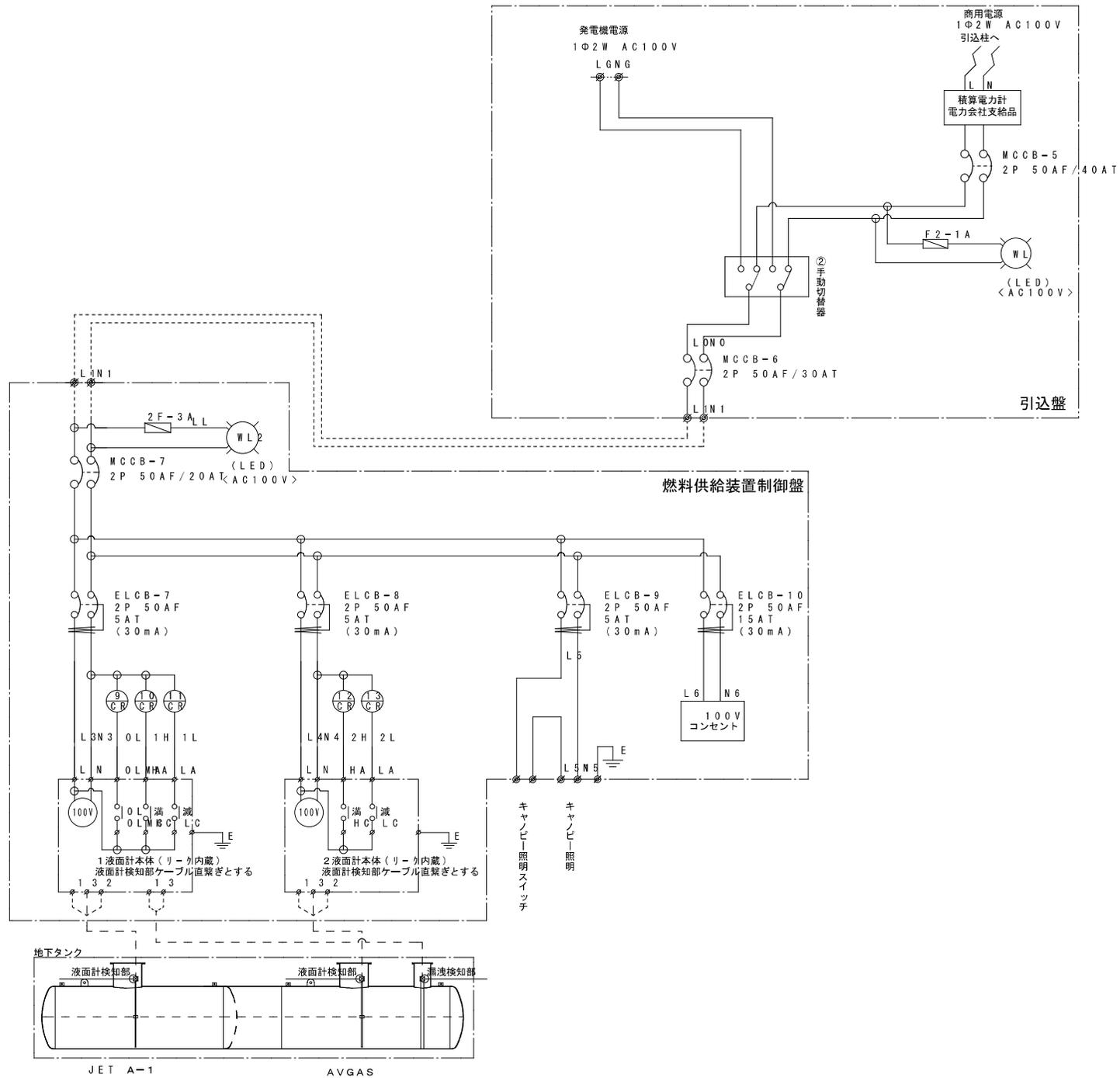
- ※ W・H 引込盤 (電灯・動力積算計及び商用・発電機電源切替器内蔵)
- ① EM-CE 8sq-3C (動力) G28
EM-CE 5.5sq-3C (電灯+ED) G28
EM-CEE 1.25sq-2C (発電機起動信号) G22
 - ② EM-CE 8sq-3C (動力) 架空配線
EM-CE 5.5sq-3C (電灯+ED) 架空配線
EM-CEE 1.25sq-2C (発電機起動信号) 架空配線
 - ③ EM-CE 3.5sq-3C (動力) G28
EM-CE 5.5sq-3C (電灯+ED) G28



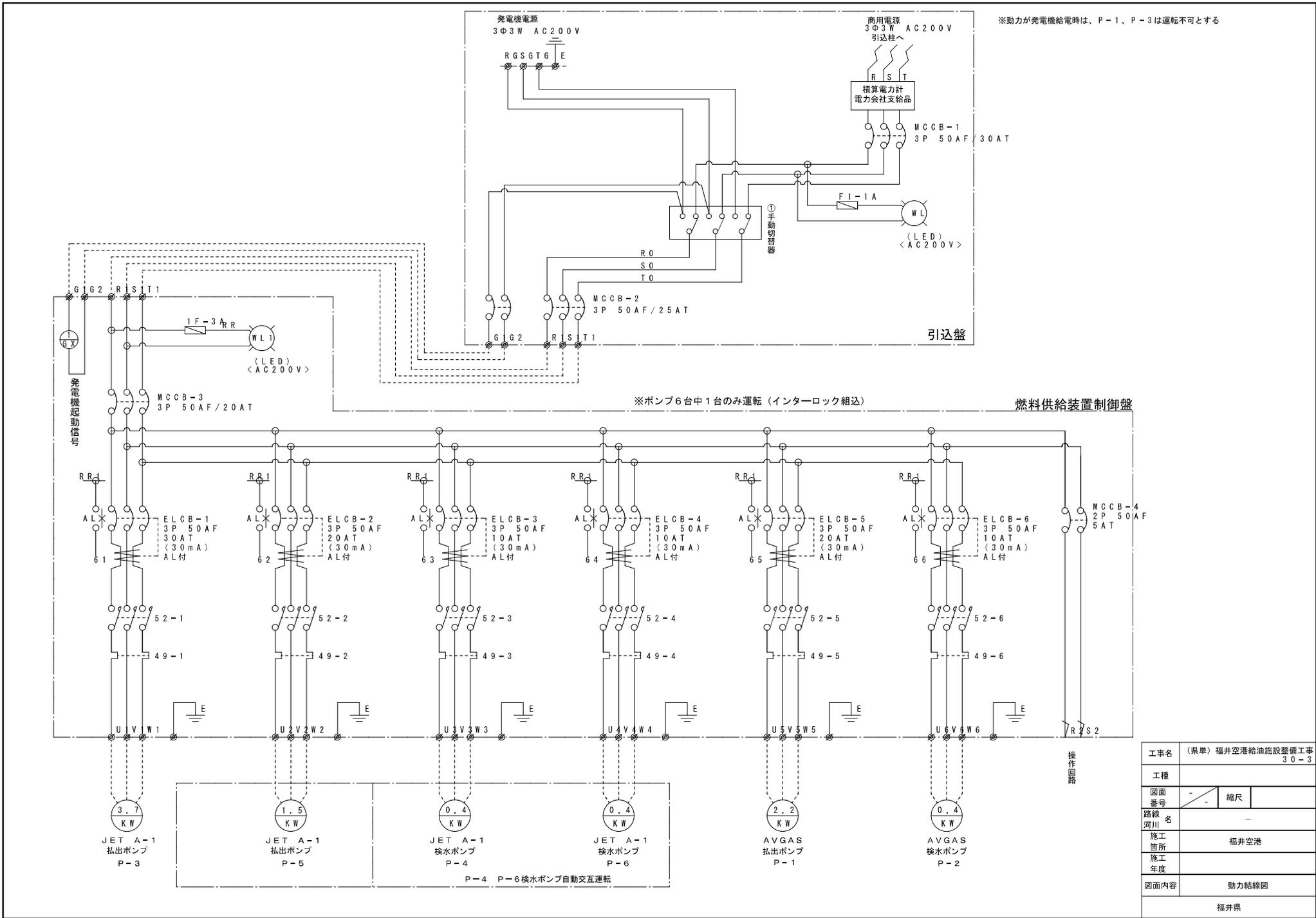
別図 7

第1回変更
変更なし

工事名	(県単) 福井空港給油施設整備工事 30-3		
工種			
図面番号	-	縮尺	1/200
路線名	-		
河川名	-		
施工箇所	福井空港		
施工年度			
図面内容	一次側電源図		
	福井県		



工事名	(県単) 福井空港給油施設整備工事 30-3		
工種			
図面 番号	-	縮尺	
路線 河川 名	-		
施工 箇所	福井空港		
施工 年度			
図面内容	電灯結線図		
	福井県		



工事名	(県単) 福井空港給油施設整備工事 30-3		
工種			
図面番号	-	縮尺	
路線名	河川		
施工箇所	福井空港		
施工年度			
図面内容	動力結線図		
	福井県		

北

南

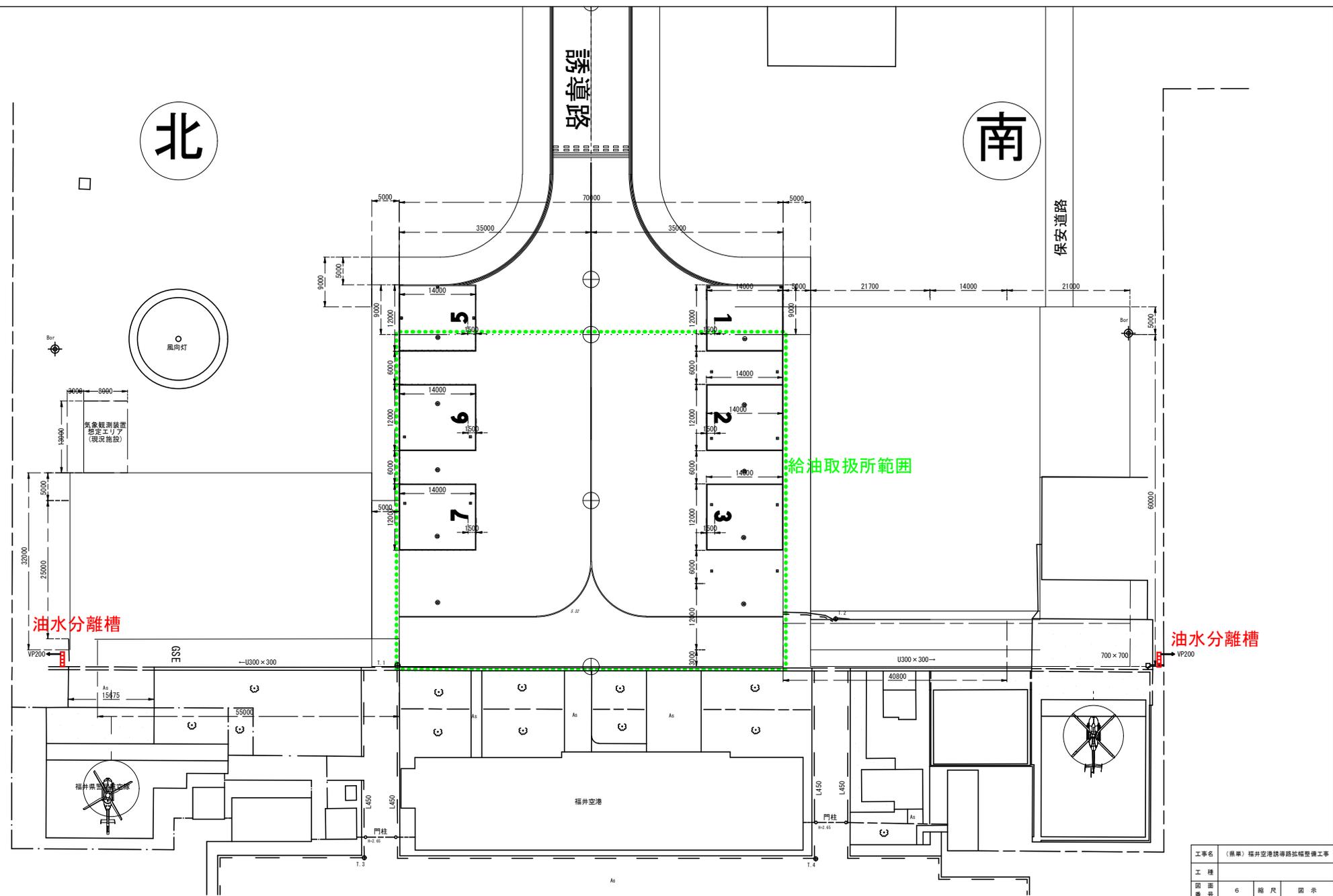
誘導路

保安道路

油水分離槽

油水分離槽

給油取扱所範囲



工事名	(県庫) 福井空港誘導路拡幅整備工事		
工種			
図面番号	6	縮尺	図示
路線名	福井空港		
施工箇所			
施工年度	平成30年度		
図面内容	標識工 エプロン		
福 井 県			

募集スケジュール

事項	スケジュール
①応募に必要な書類 の配布	令和7年2月 3日(月) 9時から 令和7年3月 3日(月) 17時まで
②質問の受付	令和7年2月 3日(月) から 令和7年3月 3日(月) までの9時から17時
③機器仕様書類の閲覧	令和7年2月 3日(月) から 令和7年3月 3日(月) までの9時から17時
④現地説明会	令和7年3月 4日(火) 14時
⑤質問の回答 (ホームページに掲載)	令和7年3月 4日(火) 9時から 令和7年3月 5日(水) 17時まで
⑥事業者応募申込書 の受付	令和7年3月 6日(木) から 令和7年3月 7日(金) までの9時から17時
⑦事業者決定	令和7年3月10日(月) 14時決定予定 ※決定後嶺北消防への届出業務へ移行
⑧土地建物使用許可 の申請	事業者決定後、条例に基づき直ちに
⑨協定の締結	条例に基づく土地建物使用許可 の取得後、直ちに
⑩航空燃料給油事業 の実施期間	令和7年4月 1日(火) から 令和8年3月31日(火) まで